

## 令和5年 第9回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和5年9月25日(月) 午後1時30分～午後3時13分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 欠番	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	大河原健斗		

### 会議の概要

議長 ただいまから令和5年第9回農業委員会総会を開会します。

出席委員は16名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3番竹内佳重委員・14番中山範雄委員の両君を指名します。  
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。令和5年8月25日開催の第8回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、農地法第5条関係11件につきましては、令和5年9月19日付で許可書を送付いたしました。

群馬県農業会議の第6回常設審議委員会が9月19日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

また、令和5年第3回安中市議会定例会が8月31日から9月21日の間開催されました。一覧のとおり、報告が4件、議案が15件提出され、議案は全て採択されました。

報告は以上になります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち、番号10は6番委員が譲受人である法人の構成員となっているため、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、番号1番から9番及び11番と12番を案件1、番号10番を案件2として2回に分け審議を行います。

初めに、案件1を議題とします。番号1番から9番及び11番、12番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条案件1の申請は、議案書1ページから2ページ記載の1番から9番及び11番、12番の11件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の1番と9番と12番の3件でございます。1番案件は、〇〇という会社が行っておる会社のすぐ近所の田んぼと

ということで問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

そして、9番です。〇〇の南の山がたくさんあって、行ってみたら畑か山か分からない状態で、すぐ隣まで太陽光ができておると。営農型太陽光でございませう。また、4条3番関係ありますけれども、やむを得ないかなと考えております。

12番の案件は、87歳と大変高齢でございませうが、この人の宅地のすぐ隣ということで、この人は買って野菜でもというように私は判断しておりますので、やむを得ないかなと考えております。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 議案第1号の農地法第3条の3番と8番です。3番のほうは、〇〇と安中市の〇〇の境の下のところの土地です。これは、持っている人はこちらのほうにはいないので、〇〇ですかね、この人が買って果物を植えるというところなので、行ってみると草ぼうぼうのところなのでございませうけれども、周りもそんな状況ですから問題はないと思います。

それから、8番のほうです。〇〇で、この人は書いてあるとおり梅をたくさんやっている人です。水稻もやっていますけれども、その家の隣にある人の土地を買うということですので、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の2番です。近所の方が土地を買うということで問題ないかと思ひます。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。議案第1号、3条関係の4番ですが、これは15筆になっておるのですが、〇〇、それから〇〇が2件、〇〇が1件、〇〇が10件ですか、それから〇〇と非常に広域になっておるのですが、この受け人の実家が〇〇を営んでいる関係で、倉庫並びに作業場が欲しいということで探していたところ、

近くに土地があったということで、この弁護士より、〇〇さん、亡くなった方の代理人の弁護士より一括して15筆を購入してほしいということで、農業をしていないのですが、〇〇をしているのですが、これが森林組合の指導を受けて、〇〇をしている関係で早生桐をやるということで、苗木については市の援助も出るそうです。そこで、森林組合の指導を受けて、周りの環境等を考慮しながら栽培するということがあります。それで、もう〇〇さんは全部相続人がいなくなってしまったのです。その関係で全部こういうことになったということで、弁護士より購入するというので、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

12番。

- 12番委員 12番です。議案第1号、3条関係の5番になります。譲受人の3条申請は、先月に続いたの申請になります。今回取得する農地はブドウの栽培をする予定になっております。譲受人は、現在まで野菜や果物を生産して直売所へ出荷することによって安定した経営状態を続けておりますので、今回取得する農地につきましても効率よい耕作ができると考えております。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 ほかにありますか。

15番。

- 15番委員 15番です。議案第1号、農地法3条関係の6番と7番です。この場所は、北側にこんにゃく畑、現在今作っています。西側は水稻を作っています、まさに稲刈りの最中で、道路からちょっと入ったところが申請地になっておりますが、このこんにゃく畑と現在水稻を作っている間の農道が、図面でははっきり点線で分からないのですが、農道がしっかり入っておりますので、太陽光等工事においても特に問題ないところかと思っております。農地としても特に周辺は問題ないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長 ほかにありますか。

1番。

- 1番委員 1番です。議案第1号の11番になります。これは譲受人がもう10年近く前から耕作をしております、やっと名義が変えられるという状態の田んぼが3筆です。特に問題はないと思っておりますので、ひとつよろしくご審議をお願いします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

それでは、お諮りします。議案第1号案件1、番号1番から9番及び11番と12番について、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、2班に5番から8番の4件、3班に9番及び11番、12番の3件、以上合計11件を付託します。

次に、案件2、番号10番に対する審議に入りますが、本件は6番委員が譲受人である法人の構成員となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、6番委員の退室を求めます。

（6番委員退室）

議長 それでは、案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法3条、案件2の申請は、議案書2ページ記載の10番の1件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。

案件2について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。この案件は、以前利用権設定ということで、これを解除して買うということで、山合いの田んぼを桑園として使うので、問題ないかと思われますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号案件2、番号10番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場

合、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に10番の1件、以上合計1件を付託します。

ここで6番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(6番委員入室)

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、9月20日に実施しました申請地面積1,000平米以上の転用及び営農型太陽光発電4条案件に係る7件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の4件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方は願います。

4番。

4番委員 4番です。農地法第4条関係の3番でございます。ただいま申し上げた3条の9番の案件でございます。これに一時転用10年とありますが、ちょっと10年長いので、3年にしたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いいたします。以上です。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第2号、4条関係の1番でございます。本件につきましては、自宅に続いておまして、未転用ということで今回の申請でございます。よろしく願います。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第2号、農地法第4条の2番と4番になります。2番に関しましては、18平米と非常に狭い面積で畑としての体をなしておらず、緩衝帯用地として使うことに問題はないと思います。

続きまして、4番になりますが、こちらは未転用であることが今回の調査で判明しまして、始末書が添付されております。2番、4番ともに3種農地でもあり、特段の問題はないと思われます。審議の参考にお願いします。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審議の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番及び4番の2件、以上合計4件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の14件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の3と4です。これすぐ隣なので一緒なのですけれども、工業団地の緑地にしたいということで、上が〇〇の平らのところから下の〇〇の境の土地でありまして、見るとちょっと分からないので、

そこの〇〇の駐車場に行ってみました。見たらどこが畑だか山だか分からないような状態のところ、これ問題ないかと思われまので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 4 番です。この土地については、馬入れの問題が発生しまして、北側に馬入れがあって、奥に 1 筆農地があります。その農地について、馬入れを広げないと車の中に入れなくなると、そういう条件でございます。そんな中で、今条件としては問題ないのですけれども、その辺がちょっとひっかかる場所なので、これからまた地権者のほうと話をしてもらいような形になるかと思いますが、その点について皆さんのご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

4 番。

4 番委員 4 番です。農地法第 5 条関係の 5 番でございます。これは一般住宅地の敷地ということで問題ないと思われまので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

6 番。

6 番委員 6 番です。議案第 3 号、農地法関係の 2 番でございますけれども、この案件は〇〇が〇〇のために用意するということで、〇〇の自宅に隣接しているので問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 9 番。

9 番委員 9 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条 8 番。当地は、東側は太陽光発電、南側も太陽光発電になっておりまして、耕作した様子はありませんので、特に問題はないと思われま。

議 長 ほかにありますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。3 号議案の 5 条関係の 1 番です。転用対象地は、西側が県道、それで東側がコンクリート造りの水路と同時にといますか、県道と水路に挟まった土地で、周辺に耕作している農地はございません。特に問題ないと思われまので、よろしくお願いいたします。



議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の13番です。この土地については、北側と西側は既に太陽光発電パネルを設置してあります。南側がこんにゃく畑になっておりますが、特に日当たり等の問題なく、特に問題ない場所だと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法5条関係の7番です。ここは、先ほど出ました3条関係の6番、7番のところですが、営農型太陽光発電用地ということで、申請理由が作付となっているのですが、こっこの図面のほうに添付されている詳細図ですとラビットアイの品種230鉢を置くだけなのですよね、多分。作付というのは妥当な日本語かどうか疑問ありますが、申請書類としては問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法5条の9番です。こちら現地確認しましたが、特に問題ないと思えます。この土地の東側は既に譲受人の〇〇さんの土地になっておまして、やむを得ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第3号農地法5条の6番と10番、11番、12番になります。まず、6番ですが、こちらは過日事前調査をしていただいたところではありますが、〇〇さんの本当に真隣というか南側で、〇〇が隣にいるということで、非常にこういう施設としてはいい位置で、周辺には農地はありません。妥当かなと思えます。

続きまして、10番、こちらはやはり昨日現地確認をしたところなのですが、〇〇さんが3,000平米を超える面積でこちらのほうに出店するというところで、場所的には周りは宅地と〇〇と〇〇さんというような状況で、周辺の農地はほとんど残らなくなりますので、周辺農地への影響は少ないと考えます。

続きまして、11番ですが、こちらは〇〇さん、今はやっていないですけども、そちらの裏側になるのですが、〇〇さんの自宅がありまして、その裏には

〇〇の〇〇の自宅がありまして、その残ったところに〇〇が家を建てるということで、周りは本人の土地になりますので、周辺農地への影響はないと思います。

1 2 番に関しましては、周辺は全て宅地となっており、周辺農地への影響はないと考えます。審議の参考にお願いします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。  
それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から9番の4件、3班に10番から14番の5件、以上合計14件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2 : 1 3)

(書類審査)

(再開午後 2 : 4 4)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の3番の案件申請者から説明を求めたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号3番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号3番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

3番申請者 初めまして。私、今在住は〇〇です。〇〇と申します。今日は、お忙しい中お時間いただきましてありがとうございます。私の仕事は、お手元に資料とか皆さんお持ちでいらっしゃるのでしょうか。料理研究家、フードコーディネーターと名乗っているのですけれども、具体的には雑誌だったり、本だったり、テレビだったり料理を作ったり、新しいレシピを作るお仕事、それから、レストラン、ホテルなどの飲食業の立ち上げのお手伝い。それと、日本全国での特産物を生かした商品開発などを行う仕事をしております。今回安中の〇〇でご

縁がありまして、農地を譲り受けたいなということで、今回皆さんにその状況だったりとか事情だったりとかというのをご説明に伺ったのですけれども、もともと私料理の仕事をしているということと、〇〇が〇〇で専業の農家をしておりまして、土だったりとか農作業だったりとかというのは結構近いところにありました。〇〇に移住したのをきっかけに、地元の農家さんのところで土のことだったりとかお野菜のことだったりとかというのを1年ほど教えていただいたのですけれども、その後、〇〇、そちらのほうで畑を取得して1年半ほど栽培をしております。ただ、皆さん御存じのとおり、〇〇って本当に寒くて冬場は農業一切できません。さらに、〇〇は〇〇よりかは幾らか温暖なのですけれども、〇〇に畑が位置しているので、やはり冬場の農作業というのが非常に難しい状況です。特に今回〇〇では果樹栽培をしたいと思っておりますが、〇〇も〇〇も野生の獣の害が非常に大きくて、特に〇〇の自宅ではニホンザルだったりとか、熊、イノシシが出ますし、〇〇も今年はトウモロコシが鹿とイノシシにやられて全滅しました。やはり仕事柄果樹栽培をやりたい。まだ専門としてやるには非常に力が不足しておりますし、フードコーディネーター、料理家としての仕事もありますので、専業農家でやるというわけにはいかないのですけれども、果樹栽培からスタートして、学びながらやっていきたいと思っております。計画としましては、現在、〇〇の自宅から〇〇までは片道40分ほど車でかけておりまして、この夏は週3日から週4日通って、草刈りを中心に畑の手入れをいたしました。こちらの〇〇の畑のほうは、自宅から車で約1時間ほどです。1時間ほどの距離なので、私〇〇にも車で行き来をしておりますので、時間的にはあまり長いというふうには感じておらず、果樹栽培なので、基本的には週一、二回の予定で、草刈りとそれから害虫のチェック、それから剪定を中心に畑の手入れをしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

3番申請者 行政書士の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

議長 説明は以上でよろしいですか。

3番申請者 はい、以上でお願いします。

議長 説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

16番。

16番委員 16番です。今日はお疲れさまです。現地を私どものほうでも確認させていた

だいたのですけれども、とにかくすごいところですよ。草刈り機1台、それから軽トラック1台購入予定ということなのですけれども、それだけではどうかというところもあるのですけれども、どのぐらいの計画予定で場所を果樹が栽培できるまでに持っていくのか聞きたいのと、それとあと定住はなさらないわけですね。

3番申請者 しません。

16番委員 ○○でも獣の被害というのはあると思うのですけれども、○○も結構出ます。そういう対策はいかがされるのかちょっとお聞きしたいのですけれども、お願いします。

3番申請者 現地に関しましては、私にもともとご縁があったのが1年ほど前です。御覧いただいておりますのとおり、敷地内に住宅が1軒建っているのですが、そちらの登記簿がちょっと複雑だった関係で、私のほうに実際に購入しようということになるまで1年間かかっています。もともと前の持ち主の方があそこに住まわれなくなってから11年ほど間が空いていると伺っています。ですので、御覧いただいたとおり、隣の土地はササが茂っているやぶ地であったりとか、それからちょっと高さがありますよね。そのうちの一角に関しては、1年前まではほかの方に果樹栽培でお貸ししているというふうに伺っています。この土地に関しては比較的日当たりがいいことと、それからちょっと高地、高くなっているのですけれども、水はけがいいので、まずはそこにブルーベリーの木から栽培をしようかなというふうに思っております。そのほかに関しましては、現在敷地内にユズと柿と、それからキウイフルーツがなっておりますので、まずはその辺の手入れからしないといけないなというふうに思っております。実際に新たに果樹を植えられるようになるまではちょっと時間かかるかなと思っておりますので、少なくとも冬を越してから土作りといいますか整備をするという感じなので、最初は本当にひたすら草刈りなのかなというふうには思っております。既に○○のほうで少しずつ農機具関係の入手だったりとか使用を始めておまして、草刈り機に関してはマキタの金属のやつ、あれを使って草刈りをやったりとかというのは進めています。そのほかに○○と安中市で友人がおりますので、そういった人たちの手を借りながら、すぐにはなかなか難しいので、少しずつではありますけれども、手を入れていきたいなと思っております。実際に現地に行ったときに、山のちょっと下のところには電気柵が囲ってあったりとかというのを見ましたので、そういった対策はある程

度必要なのかなとは思っております。あとは、実際に安中で果樹栽培だったりとかというのをされている方は、逆にどういった対策をされているのか伺いたいです。全然素人、ちょこっと土に触れ始めたぐらいでまだその辺の見識が少ないですので、いろいろ教えていただきながら対策をしていきたいなと思っております。

議長 ほかにありますか。質問のある方。

8番。

8番委員 質問ということではなくて助言です。私のところも山間地で農業を営んでおりますから、この場所は私の実担当の地域なのです。昔から知っている場所ですから、行って見て傾斜地で随分驚かれたのではないかなと思います。今言ったように、昔はイノシシも鹿も人間を恐れて出てこなかったのです。今は人間を恐れずに出てきますので、まずは電気柵、それがまずは必要なのかなと。今話がありましたように、草を刈る。柿なりキウイフルーツなりブルーベリーなり、それも3月までには苗を植えないと、その後育ちません。採れるようになるまで年数がやはり最低でも3年ぐらいかかりますし、よっぽど通って電気柵の下草を刈らないと何の役にも立たなくなってしまいますので、一緒にいらっしゃる男の方はそういうことをやったことあるのですか。ないですか。では、よっぽど実地訓練をしてやらないと、本当の話が植えてみたけれども何もならなかったという結果にならないように、ぜひ努力してってください。〇〇の、〇〇ですよ。

3番申請者 はい。

8番委員 あの辺ですと平らで少し〇〇に向かって傾斜があるぐらい。この辺もそうですよね。〇〇に向かって傾斜があるぐらいで、そんなにひどい傾斜地ではないですから、そこと同じような考え方でなくて新たな考え方で取り組んだほうがいいと思いますので、ぜひ頑張ってみてください。

3番申請者 はい、ありがとうございます。ぜひいろいろ教えていただけるとありがたいです。

8番委員 はい、分かりました。

議長 10番。

10番委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、実家では何を耕作されていたのですか。お手伝いというか。

3番申請者 実家では稲作が中心なのですけれども、そのほか大豆、基本的な家庭で作るよ

うなトマト、キュウリ、芋類です。この辺を作っておりました。

10番委員 ということは、今までずっと実家のお手伝いをされていたということですか。  
3番申請者 ずっとではないです。〇〇に一度学校を卒業してから出ていますので、それまではしておりました。なので、稲刈りとか田植えのシーズンだったりとか、大豆を収穫するとか、そういうときになると呼び出されたりとか、夏休みで実家に帰っている間に草刈りをやるとか、そういうことはしておりました。

10番委員 頑張ってください。

3番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

17番委員 では、17番から。

ご苦労さまです。〇〇から安中に来て農業をしていただくということで、安中市農業委員会としても全面的にご協力をさせていただきたいと思えます。そういう前提でお話をさせていただきます。まず、現地は確認されました。

3番申請者 はい。

17番委員 まず1つ、進入路が土砂で、車はとてもではないですけども軽トラも入れないような、一番奥に建物がありますが、あれはどういうふうに活用される予定ですか。

3番申請者 あれは結構ご覧になってお分かりのとおり相当傷んでいてぼろぼろなのですけども、今回土地を譲り受けるに当たって、持ち主の方の生家、生まれ育った家であることから、壊さずに生かしてほしいというような要望をいただいています。実際にあの建物道付けが非常に悪いので、工事だったりというのは非常に難しいのですけれども、これから工務店だったりとか土木の関係の方と相談はするのですけれども、できる限り直して手入れをする方向で考えています。実際には建て替えたほうが恐らく費用的には安いのではないかというふうに言われているのですが、やっぱりそういった思い入れのある土地だったりというところで、できるだけ残す方向でやりたいなというふうに思っています。

17番委員 わかりました。それと、3筆あるのですけれども、70平米の土地はちょっと高いところ、陽当たりのよい多分それをキウイを植えるという話だったと思います。

3番申請者 はい、あとブルーベリーです。

17番委員 機械は入れない。それを含めて崖の下のほうは下り口がない。はしごを造るか道を造らないと作業にならない。進入路の土砂崩れもそうですけれども、一つ

一つの圃場に進入するための道が全くないのです。そこを考えると非常に大変だと思えますけれども、そこから始めてぜひやっていただきたい。せっかく安中市でやっていただくという意思がおありのようですので、事務局に聞いていただけますと、もっと平らでもっと使いやすい土地がたくさんありますので、せっかくですからここはこことして耕作していただいて、拡大でそういう土地もぜひ利用していただいて、今聞いたら安中市にご友人の方もいらっしゃるということですので、ぜひ安中市の農業の発展に寄与していただけるようお願いいたします。

3番申請者 ぜひよろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。どうもご苦労さまです。お聞きしたいのですが、今後、企業としてもっとあれを増やしていくかと。

3番申請者 今のところはまずできることをやろうと思っています。あその〇〇ってとてもすごく立地がいいではないですか。

11番委員 というのは。

3番申請者 〇〇から車で10分から15分ほどの距離にあるのです。なので、車だとなかなか首都圏からは難しいのですけれども、あその、私のこれは完全にまだ妄想で、お金の問題だったりとかいろいろなことがあるので、実現できるかどうかは分かりませんが、あの建物をきちんと直した上で、あそこに誰か人が来れるような場所にしていきたいなというふうに行く行くは考えています。

11番委員 もう一つ、公社という制度があるのです。中間管理機構という。知っています。

3番申請者 存じ上げないです。

11番委員 それを使っていただければある程度の土地も確保できるのです。そういう制度知らない。私の管轄の担当地区に土地がたくさんある。それで、いいブルーベリー、キウイフルーツに適する土地がたくさんある。それも条件がとてもいい。〇〇に近く、〇〇、麓に物すごくいい栽培に適する土地がある。酸性土壌の非常にブルーベリーなんかいい。そのような土地を売りたい人がいない人がいっぱいいるのだ。だから安く買えるのだよね。むしろあれよりはいいと思うのだけれども、私の担当地区の宣伝なのだけれども、そのためには安中を活性化してもらえればいいなという考えなのですが。

3番申請者 ありがとうございます。やっぱり少しずつまずは自分ができるところから始め

てとは思っているのですけれども、広げていく中で、例えば一緒にできる人だったりとか、やりたいと声がかかる事もあると思いますので。そしたらちよつとずつ広げることできるのかなというふうには期待というか希望を持っておりますので。

11番委員 まだ若いからどんどんやってもらいたい。よろしくお願いします。

3番申請者 はい、よろしくお願いします。

議長 15番。

15番委員 15番です。〇〇から耕作に来ているというのは、私の地区でもそばを、〇〇から来て何町歩も作っています。ですから、その隣も空いています。それとあと、必須条件として、これは8番委員も言われていたように電気柵なのです。私どものところのそばを作っている人も電気柵を市の補助で造りたいというのですけれども、なかなか市外からには閉鎖的なんです、実は。補助金の関係でちよつともめていた経緯があったのです。実にこれけしからん話なのだけれども、安中市で耕作するのに何で補助金が出ないのかということもあるので、この委員会を通してやってもらいたいと思うのですが、補助金出るので。通常安中市民でしたら出るので。

3番申請者 市民にならないと駄目ですか。

15番委員 その辺はちよつと私も詳細は分からないのですが。

3番申請者 是非ご相談させてください。ありがとうございます。

議長 時間が押していますので、以上で質疑を打ち切ります。どうもお疲れさまでした。

3番申請者 ありがとうございます。失礼いたします。

(議案第1号3番案件申請者退出)

議長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3:00)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:00)

議長 それでは、再開します。

議案第1号案件1、番号1から9番及び11番と12番に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 1班です。16番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、



1 番から 4 番の 4 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 9 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、5 番から 8 番の 4 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。  
以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 1 3 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、9 番、1 1 番、1 2 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号案件 1 番、番号 1 番から 9 番及び 1 1 番、1 2 番に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号案件 1、番号 1 番から 9 番及び 1 1 番、1 2 番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号案件 1、番号 1 番から 9 番及び 1 1 番、1 2 番、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 1 号案件 2、番号 1 0 番に対する審議に入りますが、本件は 6 番委員が農業委員会に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、6 番委員の退室を求めます。

(6 番委員退室)

議 長 それでは、議案第 1 号、案件 2、番号 1 0 番の審査結果について 3 班の報告を求めます。

3 班班長 1 3 番です。案件 2、付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 0 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号案件 2 に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号案件 2、番号 1 0 番に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号案件 2、番号 1 0 番、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

ここで 6 番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

( 6 番委員入室 )

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 9 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、2 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 1 3 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、3 番、4 番の 2 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て

満たしておりますので、許可相当であります。ただし、農地法4条関係3番の申請につきましては、一時転用の期間を3年間としたく報告いたします。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から5番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から9番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、10番から14番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
これより議案第3号に対する採決を行います。  
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。  
次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。  
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。  
令和5年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。  
農用地利用集積計画は、議案書6ページ記載の19件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
本案について質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。  
以上で議案審議は全て終了しました。  
これをもちまして令和5年第9回安中市農業委員会総会を閉会します。  
慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時13分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年9月25日

安中市農業委員会会長

3番委員

14番委員